

毎週火、金曜日発行（但休日相当日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 保安林の解除予定

- 基準寝具設備の承認
- 基準看護及び基準給食の変更承認
- 基準寝具設備の承認
- 健康保険法による保険医の登録の抹消
- 米飯提供業者の登録

新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
土地の立入の許可

告示

鳥取県告示第六百四十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法

（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市宇打吹山三、四四五―一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
旧跡の風致の保存

三 解除の理由
公園遊歩道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百四十二号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、基準寝具設備として次のとおり承認した。

00862

昭和三十九年十一月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	名称	所在地	基準	採
皆生病院	米子市西福原	第三(瘦)四号	一〇〇床	甲、表
				昭和三十九年十一月一日

鳥取県告示第六百四十三号
健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第七十七号)に基づき、昭和三十六年八月一日承認した基準看護、昭和三十四年十二月一日承認した基準給食を次のとおり変更承認した。
昭和三十九年十一月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	名称	所在地	基準	採
皆生病院	米子市西福原	第一(看)八号	精神二病棟一〇〇床	甲表
				昭和三十九年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百四十四号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第七十七号)に基づき、基準寝具設備として次のとおり承認した。
昭和三十九年十一月十七日

施設	名称	所在地	基準	採
日南病院	日野郡日南町	第二(瘦)五号	一病棟二一七床	甲表
				昭和三十九年十一月一日

00863

鳥取県告示第六百四十五号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第二項の規定により次のように保険医の登録の抹消をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。
昭和三十九年十一月十七日

氏名	住所	登録の記号番号	抹消年月日
真嶋 啓治	鳥取市上段	鳥医 二九三	昭和三十九年九月 十二日
松田 昌造	東伯郡東伯町松崎	" 四〇四	十月 十五日
橋田 篤	" 羽合町長瀬	" 四〇六	九月二十四日

鳥取県告示第六百四十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住所 営業所の所在地

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥振第二〇六号 昭三九、二八 小林 久吉 あいおい食堂 鳥取市薬師町二〇番地 住所に同じ
 倉振第一八〇号 昭三九、一〇、二六 石破 二郎 財団法人鳥取福祉事業団湖畔荘 東町一丁目二二〇 東伯郡羽合町大字上淺津 六四四

鳥取県告示第六百四十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住居 営業所の所在地
 鳥振第二〇七号 昭三九、一一、二 永美福次郎 真砂屋 岩美郡岩美町大字浦富 住所に同じ

鳥取県告示第六百四十八号

昭和三十九年八月二十一日付けで鳥取市桜谷土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（農道）事業については、審査の結果その計画を適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定に

より、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。
 昭和三十九年十一月十七日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間
 昭和三十九年十一月二十日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市桜谷 鳥取市桜谷土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十五条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支店

二 事業の種類

電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十二号）の規定によりその例によるものと

された旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による電気事業の用に供する電気工作物に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市吉成、吉方、立川、卯垣、瀧山

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十九年十一月 十六日から
 昭和四十一年 三月三十一日まで